ス及び劦力の円骨化こ関する日日本国の自衛隊とグレートブリ	劦力の円骨化こ関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド車合王国との間の劦定この自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセ
ついての合意された議事録	
本日署名された日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルラン	ートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相
互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び	日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協
定(以下「協定」という。)に関し、	下名は、協定の交渉において到達した次の了解をここに記録する。
1 第五条及び第十条	
これらの条に別段の定めがある場合を除くほか、	を除くほか、道路の使用、航空交通及び船舶の航行に関する接受国
の関係法令が適用される。	
2 第十七条 4	
接受国において訪問部隊又は文民構成員に雇用される文民たる労働	成員に雇用される文民たる労働者は、いかなる目的のためにも、訪